

地方財政審議会第22回地方公務員共済組合分科会 議事要旨

1 日時

平成27年3月10日(火) 15:00~16:05

2 場所

総務省低層棟1階共用会議室3

3 出席者(敬称略)

委員	神野 直彦	地方財政審議会委員(分科会長)
	鎌田 司	地方財政審議会委員
	小山登志雄	地方財政審議会委員
特別委員	高山 憲之	一橋大学名誉教授(座長)
	松本 英昭	地方公務員共済組合協議会会長
	河野 栄	地方職員共済組合理事長
	雨宮 忠	公益財団法人文教協会会長
	縄田 修	警察職員生活協同組合理事長
	田中 浩二	全日本自治団体労働組合総合労働局長
	渡邊 春彦	日本教職員組合中央執行委員
	重田 晃子	警視庁警務部給与課

4 議事概要

<審議事項>

(1) 地方公務員等共済組合法施行令等の改正案について

- ・ 事務局から、資料1の説明があった。

これについて、次のような質問・意見が出された。

- ・ 在職期間中の職員の非違行為に係る懲戒処分については、同一の行為でも自治体によって処分内容が異なるケースも多々ある。つまり、処分の量刑については自治体に裁量が委ねられているものと考えているが、そうした場合、公平性という観点からはどのように考えるか、見解があれば伺いたい。

→ 懲戒処分の量刑については、適正な範囲内で、自治体の自主性に委ねられているということはご指摘のとおりであると思うが、共済制度としての「年金払い退職給

付」に係る給付制限については、自治体が適正な範囲内で行う懲戒処分を基に適用するという前提で運用するものとする。

なお、共済制度としては、公平性が損なわれないよう政令で規定するとともに、組合間においても当該給付制限の運用に差が生じないように、必要に応じて助言等を行ってまいりたい。

- ・ 現行の組合員に対する貸付制度に係る貸付利率については、利率が高いという声もあるので、「年金払い退職給付」の財源も活用して、低利で貸付けできるような方法についても検討していただきたい。

→ 「年金払い退職給付」に係る積立金については、制度開始後に積立てられていくものであり、組合員貸付として運用するに足るロットが確保されるのがいつ頃になるかという課題はあるものの、運用方法の一つとして、組合員への貸付制度については、検討していく必要があるものと考えている。

- ・ 一元化後の厚生年金に係る積立金についても、独自運用は認められることとなっていると承知しているが、現在の検討状況はどうなっているのか。

→ 現在は、まだポートフォリオにおける資産の構成割合をどうするかという点を議論している段階で、詳細については、これから議論していくことになる。

なお、組合員への貸付等の独自運用資産は、資産区分としては国内債券に準ずるものとして、ポートフォリオ上は国内債券として整理するという方向で検討しているところ。

- ・ 一元化後においては、厚生年金の積立金について、運用主体が4つになると思うが、運用結果には差が出てくるものと思う。その場合、運用資産についても注目されることになると思うので、そうした際、独自運用資産についてもマイナスに取り上げられることのないよう、考え方を整理しておくべきではないか。

→ ご指摘のとおり説明責任が求められることになると思うので、そうした点も踏まえて、今後、検討していくものと考えている。

<報告事項>

- (1) 社会保障制度改革の動向等について
 - ・ 事務局から、資料2の説明があった。

これについて、次のような質問が出された。

- ・ 後期高齢者支援金に係る全面総報酬割の導入に関して、共済の負担額の増加はどれくらい見込まれるのか。

→ 共済に係る負担額の増加について、過去の厚労省の粗々の試算では800億円程度ではなかったかと記憶している。

以 上